

和牛遺伝資源の 知的財産的価値の保護

2019年4月16日

弁護士 林 いづみ

目 次

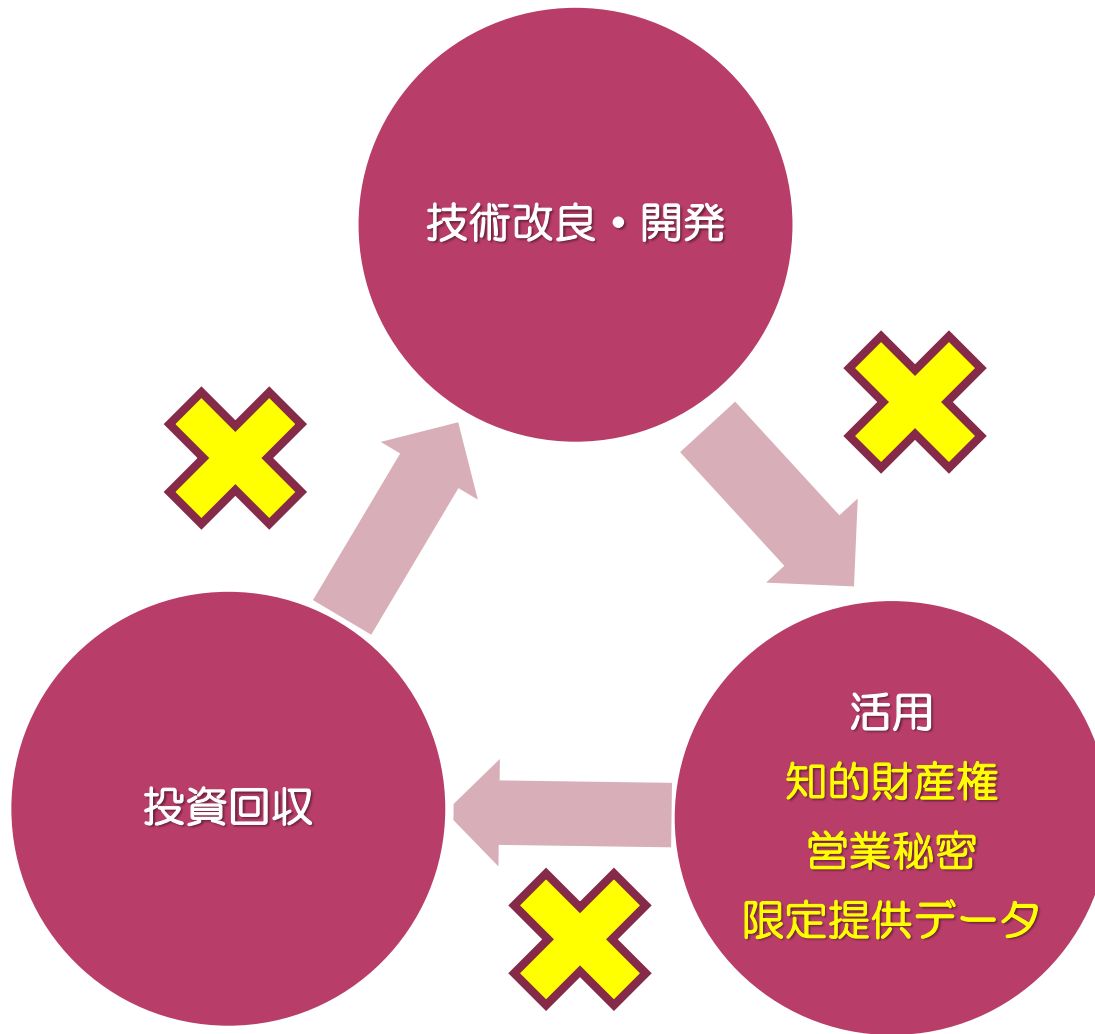
1. 改良成果を保護する必要性
2. 知的財産保護制度の概要紹介
3. 契約による保護と限界
4. 和牛遺伝資源の保護強化に向けて
検討すべき課題

1. 改良成果を保護する必要性

和牛遺伝資源の改良

- 選択・登録制度に基づく和牛の登記・登録：
検定・選抜に合格した優良な雄を作出し、計画交配で次の世代を作出
- 長年の改良努力により日本独特の和牛遺伝資源（精液、受精卵、未受精卵、生体など）を開発
- しかし、和牛遺伝資源の国外持ち出しにより、米国、オーストラリア等で「WAGYU」が生産され、世界市場で「日本の和牛」と競争
- 防疫理由で日本からの食肉輸入を禁止する一方で、和牛遺伝資源の大量国外持ち出し事例が発覚

イノベーションサイクル



付加価値・差別化による競争力強化

改良の成果
＝情報財（知財等）

の不正利用に対する
救済手段がないと

投資回収できない



イノベーションサイクル

が回らない！

◆ 家畜改良増殖法（昭和25年法）：第1条（目的）

「この法律は、～ 及び家畜の登録に関する制度、家畜人工授精及び家畜受精卵移植に関する規制等について定めて、**家畜の改良増殖を促進**し、もって**畜産の振興**を図り、あわせて農業経営の改善に資することを目的とする。」

→ **和牛ブランド戦略**

①【**知的財産的価値の保護**】「優良な資質」（安全な品質を含む）を有する家畜の**改良努力を保護**するためには、**開発成果である遺伝資源**の不正利用に対する救済手段が必要

②ブランド価値を保証する【**安全性・品質の管理**】は、伝染性・遺伝性疾患等の検査に基づく「種畜証明書」、登録制度、トレーサビリティ制度に基づく「和牛」表示で実施されている。

参考：同法4条第2項、規則6条等/ 和牛表示ガイドライン（H19）

家畜伝染病予防法（昭和26年法）：第1条（目的）

「この法律は、家畜の伝染性疾病（寄生虫病を含む。以下同じ。）の発生を予防し、及びまん延を防止することにより、**畜産の振興**を図ることを目的とする。

2. 知的財産保護制度の概要紹介

知的財産の種類

創作意欲を促進

知的創造物についての権利等

- ★ **特許権（特許法）**
 - 「発明」を保護
 - 出願から20年（一部25年に延長）
- ★ **実用新案権（実用新案法）**
 - 物品の形状等の考案を保護
 - 出願から10年
- ★ **意匠権（意匠法）**
 - 物品のデザインを保護
 - 登録から20年
- 著作権（著作権法）**
 - 文芸、学術、美術、音楽、プログラム等の精神的作品を保護
 - 死後70年（法人は公表後70年、映画は公表後70年）
- ★ **回路配置利用権（半導体集積回路の回路配置に関する法律）**
 - 半導体集積回路の回路配置の利用を保護
 - 登録から10年
- ★ **育成者権（種苗法）**
 - 植物の新品種を保護
 - 登録から25年（樹木30年）
- （技術上、営業上の情報）**
- 営業秘密（不正競争防止法）**
 - ノウハウや顧客リストの盗用など不正競争行為を規制

信用の維持

営業上の標識についての権利等

- ★ **商標権（商標法）**
 - 商品・サービスに使用するマークを保護
 - 登録から10年（更新あり）
- ★ **商号（商法）**
 - 商号を保護
- 商品等表示（不正競争防止法）**
 - 周知・著名な商標等の不正使用を規制
- ★ **地理的表示（GI）（特定農林水産物の名称の保護に関する法律）**
 - 品質、社会的評価その他の確立した特性が産地と結びついている産品の名称を保護
- 地理的表示（GI）（酒税の保金及び酒類組合等に関する法律）**

産業財産権＝特許庁所管

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/gaiyo/seidogaiyo/chizai02.html>

★＝登録制

他人による権利侵害に対する救済制度の概要

根拠となる制度	契約違反 (債務不履行 民法415条)	不法行為 (民法709条)	知的財産法 (不法行為の特別法)
権利行使できる相手方	契約に違反した契約当事者	他人の権利(法律上保護される利益)の侵害者	知的財産権の侵害者 (侵害品の転得者及び侵害品を利用した製品の製造販売者も含む)
行使できる権利・救済手段の内容	民事: 損害賠償請求 (契約の存在と違反の立証が必要)	民事 損害賠償請求 (故意・過失の立証が必要) * 他の刑事・行政罰に該当行為は別途	民事: 情報財の利用を禁止する排他的権利＝差止請求 (故意過失の立証不要) * 注1 + 損害賠償請求 * 注2 刑事: 懲役、罰金 水際措置(関税法)

注1: 不正競争防止法は「不正競争」という行為規制法。特許法、意匠法、著作権法、商標法、種苗法と異なり、物権化した「権利」ではなく、権利の譲渡・相続・担保権設定はできない。

注2: GI法には差止・損賠請求権なし。農林水産大臣の措置命令違反に対する罰則(懲役、罰金)のみ。

差止請求権とは

- 自己の知的財産を侵害する者または侵害するおそれがある者に対して、その侵害の停止または予防を請求する権利

- ①侵害品の製造・販売などの停止（製造販売の差止め）
- ②侵害の行為を組成した物の廃棄
（種苗法33条2項：種苗、収穫物、加工品）
（特許法100条2項：物を生産する方法の特許発明にあっては侵害行為により生じた物を含む。）
（不競法3条2項：侵害行為により生じた物を含む）
- ③侵害の行為に供した設備（物、侵害品の製造設備）の除却・廃棄（廃棄除去請求権）
- ④侵害の予防に必要な行為

- 差止請求権を行使するに当たっては、侵害者の故意や過失を立証する必要がなく、権利者にとっては、侵害を排除するための最も効果的かつ直接的な措置

水際措置の対象

1. 関税法により輸出が禁止されているもの（関税法第69条の2）

禁止品を輸出した場合、関税法等で処罰される。

- ・ 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、けしがら、覚せい剤
- ・ 児童ポルノ
- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ・ 不正競争防止法第2条第1項第1号から第3号まで又は第10号から第12号までに掲げる行為を組成する物品

【知的財産侵害物品の輸出差止申立制度】 上記の知的財産権を有する者又は不正競争差止請求権者は、税関長に対し、自己の知的財産を侵害すると認める貨物が輸出されようとする場合には、侵害物品か否かを認定するための手続を執るよう申し立てることができる。

2. 関税関係法令以外の法令（他法令）の規定により、輸出に関して許可・承認等を必要とする場合には、当該法令の規定に基づいて許可・承認等を受けて、輸出申告または当該申告に係る審査または検査の際にその旨を税関に証明し、確認を受けなければ輸出の許可がされない。

例：家畜伝染病予防法（偶蹄類の動物など及びこれらの動物の肉、ソーセージ、ハム等、稲わら（一部））

2. 不正競争行為類型「営業秘密」の概要

営業秘密の侵害

(第2条第1項第4号～第10号)

窃取等の不正の手段によって営業秘密を取得し、自ら使用し、若しくは第三者に開示する行為等

不正取得
不正使用
不正開示

企業の研究・開発や営業活動の過程で
生み出された様々な営業秘密

(例)

- ・顧客名簿や新規事業計画、価格情報、対応マニュアル (営業情報)
- ・製造方法・ノウハウ、新規物質情報、設計図面 (技術情報)

企業が正常な努力を払う
インセンティブが減退

競争秩序ひいては日本全体のイノベーションに悪影響

秘密であることに価値。
公開前提の特許では
守りにくい。

事例

投資用マンションの販売業を営む会社の従業員が、退職し独立起業する際に、営業秘密である顧客情報を持ち出し、その情報に記載された顧客に対して、転職元企業の信用を毀損する虚偽の情報を連絡した事案。損害賠償請求が認められた。(知財高裁平24.7.4)

事例

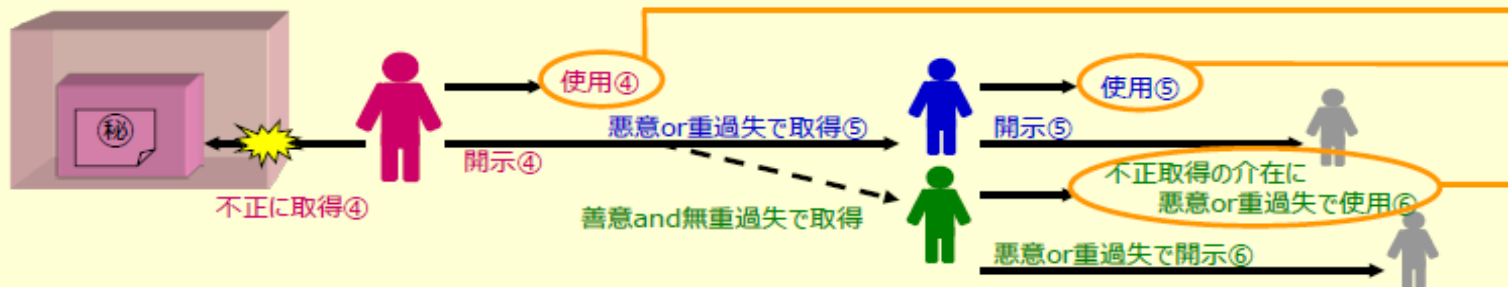
石油精製業等を営む会社の営業秘密であるポリカーボネート樹脂プラントの設計図面等を、その従業員を通じて競合企業が不正に取得し、さらに中国企業に不正開示した事案。その図面の廃棄請求、損害賠償請求等が認められた。(知財高裁平23.9.27)

(参考) 営業秘密侵害行為類型 (民事)

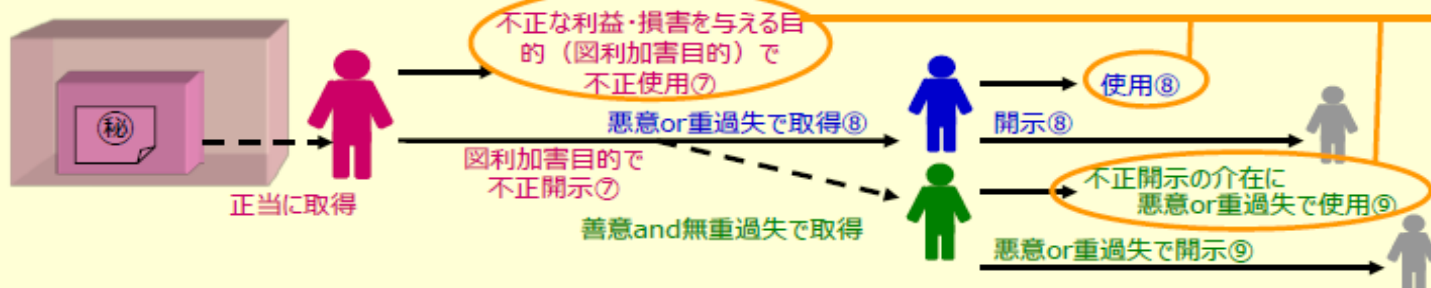
④～⑨の行為により生じた物の譲渡・輸出入等⑩
(譲り受けた時に善意and無重過失の場合を除く。)

*平成27年改正(新設)

○不正取得の類型



○正当取得の類型



※○囲いの数字は、第2条第1項各号の該当号数
※悪意or重過失 = 当該行為があったことを知っている、あるいは重大な過失により知らない
※善意and無重過失 = 当該行為があったことを、重大な過失なく知らない

適用除外 (第19条)

- ・④～⑨については、その営業秘密が不正取得されたり、不正開示されたりしたものであることについて善意・無重過失で、その営業秘密をライセンス契約などの取引により取得した者が、そのライセンス契約などの範囲内で、その営業秘密を使用・開示する行為には適用されない (取得後に悪意となった場合も含む)。(第19条第1項第6号)
- ・⑩については、時効の成立や除斥期間の経過により差止請求ができなくなった営業秘密の使用行為により生じた物には適用されない。(同項第7号)

営業秘密侵害に対する刑事罰の厳罰化

【平成27年改正・28年1月1日施行】

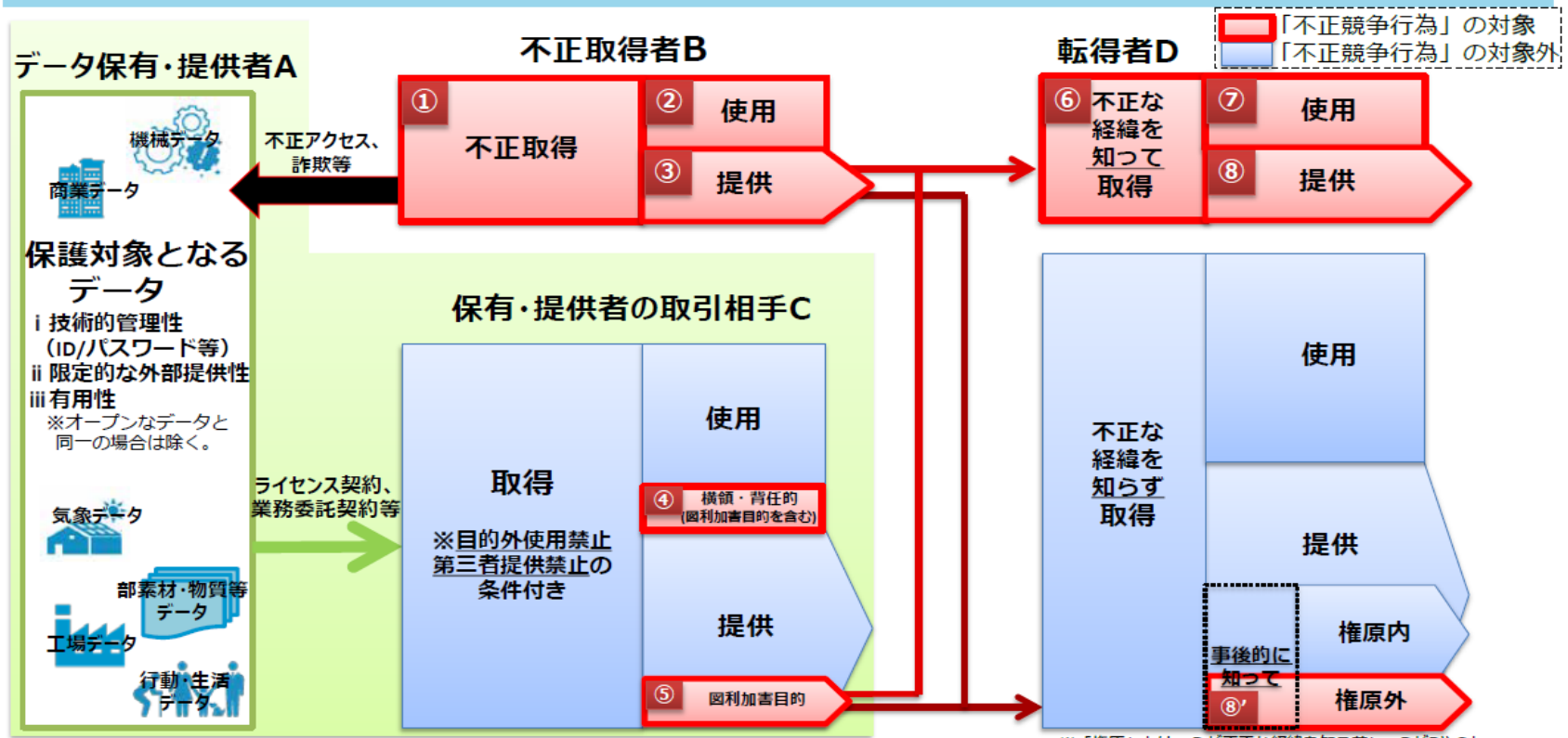
- 刑事罰は平成15年改正により導入。平成23年12月1日施行の法改正により秘密性を維持したまま刑事裁判をすることが可能となり、営業秘密の不正利用についての刑事告訴が現実化した。抑止力強化のために厳罰化
1. 懲役10年以下もしくは罰金2千万円（海外重課3千万円）
 2. 法人処罰 行為者が所属する法人に対しても罰金5億円（海外重課10億円）
 3. 親告罪→【非親告罪化】
 4. 国外犯処罰 海外での不正使用・不正開示+【海外での不正取得】
 5. 未遂処罰 * 海外サーバーへの不正アクセスでも未遂罪成立
 6. 犯罪収益の没収 * 加害者の事業収益を民事損賠賠償と別に国が没収

限定提供データの保護

- 工場機械の稼働データのような、**単なる事実に関するデータ**は、営業秘密として秘密管理された場合を除き、現行法制では知的財産権は発生しない。
- 平成30年改正不正競争防止法は、ビッグデータを念頭に、技術的管理された「**限定提供データ**」について**差止請求権**等を付与（令和元年7月1日施行）。
- 営業秘密に該当しないデータも、この要件に該当する場合には同法により差止請求が可能。ただし取引安全等の観点から範囲を限定。

限定提供データの差止請求権等の範囲

- 契約に基づく自由な取引を前提とし、通常の正当な事業活動を阻害しない範囲で、悪質性の高い、不正取得・使用等への救済措置として、必要最小限の民事措置（差止請求権、損害賠償額の推定等）を導入。



※不正使用行為によって生じた成果物の取扱い

データの不正使用により生じた成果物（物品、AI学習済みプログラム、データベース等）の提供行為は、対象としない。

※「権原」とは、Dが不正な経緯を知る前に、DがBやCと締結した契約等に基づき、提供を許された範囲を指す。

3. 契約による保護とその限界

基本は契約管理（保護の大前提）

- 現状では、種苗と異なり、家畜の遺伝資源そのものに、育成者権を設定する条約や国内法がないため、**和牛の改良成果は、知的財産権未満の情報財（データ）**
- 「そのデータは誰が利用できるのか？」という、**データ・オーナーシップ（利用権）の規律は、原則として、個人や企業の当事者間の合意に基づく「契約」に委ねられている。**

＊ 不競法の「限定提供データ」も、契約の定める一定の条件の下で特定の者に提供するデータを前提として、不正取得等に対する救済措置を創設したもの

- データ一般には登録制度がなく、契約において「対象データ」を特定し、データ利活用を委縮させないよう取引安全への慎重な配慮が必要
- 他方、和牛の改良成果については、**衛生・安全性確保の観点からも**、伝染性・遺伝性疾患等の検査（種畜証明書）/登録/トレーサビリティ（家畜人工授精用精液証明書・家畜体外受精卵証明書への譲渡人・譲受人の住所・氏名、譲受年月日、移植（注入又は対外受精）記録）や「和牛」表示ガイドラインなどによって、**取引の安全を確保する公示機能や「契約」の大枠となるルールがある程度、形成されている。**

したがって、利用許諾契約による管理の向上により、流通管理の効果が期待できる。

ただし、いったん流出すると第三者への抑止力に限界。

和牛遺伝資源の契約による管理 (≡改良成果の利用許諾（ライセンス）条件)

事項例

- 利用目的：自家肥育用の家畜生産、F1・純粋種の作出等
- 利用者：契約当事者以外が利用する場合の遵守条件
- 第三者への提供制限の対象：提供した和牛遺伝資源（精液・受精卵）を利用したもの全て（当該遺伝資源、その遺伝資源を用いて作出された家畜、その遺伝資源）
- 利用地域：日本国内など
- 用途：肥育用の家畜の作出のみ、種牛改良への利用の禁止など
- 品質管理・トレーサビリティ手続：
- 在庫、販売情報の報告：
- 違反の場合の違約金など

4. 和牛遺伝資源の保護強化 に向けて検討すべき課題

1. 予防策

- (1) 生産・譲渡・利用の流通管理制度の拡充
- (2) 契約ルール（ひな型）の普及
- (3) 受精卵も含めたトレーサビリティ、
情報一元管理システムの高度化

2. 抑止策

- (1) 罰則強化
- (2) 知的財産保護及び衛生・安全確保の観点から
 - ①不正取得等に対する差止請求権の新設
 - ②不正輸出に対する水際措置の拡充

検討すべき課題

- ①国際調和の観点：海外制度・事例の調査など
- ②保護強化の根拠となる立法事実の丁寧な積み上げ（契約・流通管理により、和牛ブランドの知的財産的な価値（品質保証を含む）を保護するための努力が行われている事実）
- ③他の公益（種雄牛所有者等の民間事業者の負担、取引の安全、衛生・安全性確保の要請など）とのバランスなど

和牛改良に関わる生産者を含む流通段階の各関係者、関係省庁、法曹実務家、知的財産専門家等を交えた、幅広い検討が重要